

三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的（趣旨）

本業務は、本市における児童生徒の暑さ対策及び災害時の避難所機能の強化を目的として、市立小中学校の全ての屋内運動場及び武道場（29校、計37施設）へ空調設備を整備するため、「三原市学校屋内運動場等空調設備整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用（以下「民間活力」という。）の導入可能性を検討するものである。

整備にあたっては、整備期間の短縮や財政負担の軽減、VFM（Value For Money）の最大化を図るため、DBO方式やPFI方式（BTO方式）等の一括発注方式の有効性を精査し、最適な事業スキームを構築する必要がある。

本要領は、高度な専門知識と豊富な経験を有する事業者から広く企画提案を募り、本業務の遂行に最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙「三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

(4) 予算額（上限額）

7,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業であり、次の(1)から(9)の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 三原市の令和7・8年度「測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿」に登録のある事業者である。

イ 上記アの登録に必要な書類を本参加申込書の提出期限までに三原市契約課に提出していること。

(3) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。

(4) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受

- けていないこと。
- (5) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 三原市に対する債務に滞納がないこと。また、市税等を滞納していないこと。
- (7) 過去 10 年以内に、地方公共団体における PFI 等導入可能性調査業務、学校施設への空調設備整備に係る民間活力導入可能性調査業務又はその他これらに類する調査業務（同種・類似業務）を受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 本業務の公募開始から契約候補者の選定までの間に、国又は地方公共団体から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 三原市暴力団排除条例（平成 23 年三原市条例第 30 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。

4 スケジュール

【項 目】	【日 程】	【備 考】
公募開始 (実施要領の公表、質問受付開始)	令和 8 年 4 月 27 日(月)	市ホームページ等
質問書の受付期限	令和 8 年 5 月 12 日(火)	電子メールにて受付
質問書への回答(予定)	令和 8 年 5 月 14 日(木)	市ホームページに掲載(全質問)
参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 19 日(火)	参加資格の確認
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 25 日(月)	プレゼン資料を含む
企画提案プレゼンテーション案内	令和 8 年 5 月 27 日(水)	電子メールによる
企画提案プレゼンテーション実施	令和 8 年 6 月 3 日(水)	
選定結果の通知・公表	令和 8 年 6 月 5 日(金)	全参加者に通知
契約締結・業務開始予定	令和 8 年 6 月 10 日(水)	協議の上、契約

5 提出書類

(1) 参加申込書類

番号	提 出 書 類	様式等
①	三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施参加申込書	様式第 1 号
②	商業登記簿謄本 ※1	任意
③	印鑑証明書 ※1	任意
④	三原市に対して税の滞納が無い証明(納税義務がある業者のみ) ※1	任意
⑤	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※1	任意
※1 本実施要領「3 参加資格 (2) ア」に該当しない場合のみ提出が必要。		

(2) 企画提案書類

番号	提出書類	様式等
①	企画提案書 ※2	任意
②	見積書 ※3	任意
<p>※2 企画提案書については、市が求める仕様の内容を考慮して作成すること。</p> <p>1 業務目的・業務内容の理解</p> <p>本市の現状、上位計画（三原市学校屋内運動場等空調設備整備基本計画等）及び本業務の主旨を十分に踏まえ、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>ア 児童生徒の熱中症対策、避難所機能の強化及びカーボンニュートラルへの貢献といった、本業務が内包する社会的課題を把握し、基本計画を精査した上で、市の意図を的確に把握していること。<u>〔業務の背景、現状把握及び目的の理解度〕</u></p> <p>イ 37施設という大規模な一括整備において、技術面（キュービクル容量不足、ガス管引込方法、機器の納期を考慮した計画等）や財政面（補助金・事業債の最大活用）で想定される課題を整理し、その解決に向けた基本的な考え方を提示する。<u>〔本業務の課題と解決に向けた視点〕</u></p> <p>2 業務に必要な能力・実績・実施体制等</p> <p>本業務を安定的かつ円滑に遂行するための執行体制について、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>ア 過去10年以内における、地方公共団体でのPFI等導入可能性調査業務、学校空調設備整備に関する民間活力導入可能性調査業務又はその他これらに類する調査業務の受託・完了実績（完了ベース）。<u>〔同種・類似業務の受託実績〕</u></p> <p>イ 管理技術者及び担当技術者の経歴、保有資格（技術士、RCCM、PFI専門家等）。特に、PFI/DBO等の財務シミュレーション、設備設計、法務の各分野における専門的な知見を有するスタッフの配置。<u>〔業務実施体制及び専門性〕</u></p> <p>ウ 業務をスケジュール通り確実に遂行するための管理手法。<u>〔業務の品質管理・工程管理計画〕</u></p> <p>3 業務内容（具体的な提案事項）</p> <p>仕様書の内容に基づき、本市にとって最適かつ実現可能な事業スキームを導き出すための具体的な手法を記載すること。</p> <p>ア PFI方式とDBO方式等の比較検討における評価軸の設定、及びVFM算定の精度向上のための工夫。<u>〔先行事例分析、事業スキームの検討手法〕</u></p> <p>イ 民間事業者の参入意欲を高めるためのヒアリング手法、及び地元企業の参画（メンテナンス・保安等）を促すためのスキーム提案の考え方。<u>〔マーケット・サウンディングの実施〕</u></p> <p>ウ 学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債の充当、並びに空調機器選定・空調負荷低減によるガス・電気代等のライフサイクルコスト低減など、本市の財政負担を最小化するための具体的な検証手法。<u>〔VFM・財源確保・コスト削減の提案〕</u></p> <p>エ 本市の意思決定に資する総合評価軸と令和9年度以降の供用開始を見据え</p>		

た現実的かつ効率的な工程表の作成方針。〔総合評価及び事業計画（案）の作成方針〕

オ 次段階の公募に直結する、要求水準書（案）（避難所機能含む）を作成する能力・知見があり、本市の課題解決のための要求水準書（案）の作成方針。〔要求水準書（案）の作成方針〕

カ 本業務において実施可能で効果的な独自提案や独自視点等について（ある場合のみ）。〔独自提案・独自視点〕

4 その他

企画提案書については、表紙、目次、実施方針、実施スケジュール、企画提案書の内容（上記の順とする）、会社概要の順に作成することとし、A4 サイズ 20 ページ以内（表紙、目次、会社概要は除く）とすること。

※3 見積書は、数量・単価等、各項目の積み上げが明確に分かるよう作成すること。

6 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 参加申込書類

(ア) 提出期日：令和 8 年 5 月 19 日（火）17 時 15 分まで【必着】

(イ) 提出書類：「5 提出書類(1)参加申込書類」

(ウ) 提出部数：1 部

(エ) 提出方法：電子メール、郵送又は持参により提出する。

ただし、5 提出書類(1)参加申込書類②～⑤の書類を提出する場合には郵送又は持参により提出する。

イ 企画提案書類

(ア) 提出期日：令和 8 年 5 月 25 日（月）17 時 15 分まで【必着】

(イ) 提出書類：「5 提出書類(2)企画提案書類」

(ウ) 提出部数：8 部（原本 1 部 他写し可）

(エ) 提出方法：紙データを郵送又は持参により提出し、電子データを電子メールで提出する。

(2) 提出先

本書中の「12 資料等提出及び問合せ先」とすること。

なお、電子メールで送信した場合は、受信確認のため電話でその旨を連絡すること。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分までとする。

また、郵送の場合は提出期日に必着とする。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務質問書（様式第 3 号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「12 資料等提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年5月12日（火）17時15分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和8年5月14日（木）に三原市ホームページに掲載する予定である。

8 選定方法（公募型プロポーザル審査）

本プロポーザルにおいては、原則一次審査（書類審査）は行わず、全ての提案者に対してプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

1 事業者当たり 45 分以内（説明 25 分、質疑応答 20 分）とする。

※プレゼンテーションの説明は、設定時間で打ち切るものとする。

(2) 実施日程及び会場

ア 日程：令和8年6月3日（水）

イ 会場：三原市役所本庁舎（三原市港町三丁目5番1号）

※詳細な時間については、参加資格確認後、別途通知する。

(3) 出席人数

1 事業者当たり 5 人までとする。実際に業務を担当する予定の者の出席を推奨する。

(4) 準備物

当日市が準備するものは、企画提案書を投影するディスプレイ（接続端子：HDMI）及び延長コードのみとする。その他の機材（PC、コネクタ等）を使用する場合は、各自で準備すること。

(5) オンライン審査の対応

遠隔地等の理由によりオンラインでのプレゼンテーションを希望する場合（一部の出席者がオンライン参加する場合も含む）は、事前に申し出ること。

9 審査方法

企画提案書等を基に、三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案内容全般を総合的に評価する。

(1) 選定委員会の設置

本業務の受託候補者を選定するため、三原市職員及び三原市教育委員会事務局等で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査項目及び配点

別表1「三原市立小中学校屋内運動場等空調設備整備民間活力導入可能性調査業務評価表」に基づき、各委員が採点を行う。

(3) 優先契約交渉権者の決定

ア 各選定委員の評価点の合計点が最も高い1事業者を優先契約交渉権者として選定する。

イ 最高点者が複数いる場合は、審査項目のうち「3. 業務内容（具体的な提案事項）」の評価点が高い者を優先する。さらに同一評価点の場合は、見積金額の低い者を優先して選定す

る。

ウ 全ての事業者において評価点の平均点が満点の6割に満たない場合は、選定しないことがある。

(4) 結果通知

審査結果については、参加申込書及び企画提案書等の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、審査結果について三原市ホームページに掲載する。

10 失格条件等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

11 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、三原市は本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 募集要項、仕様書公表後は、教育振興課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 三原市から提供する全ての情報について、提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。
- (8) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (9) 契約締結日までの間において、「3参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることができない。
- (10) 優先契約交渉事業者を特定後の契約手続きは、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。
- (11) 参加申請後、辞退する場合はその旨を連絡し、辞退届（様式第2号）を提出すること。
- (12) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。
- (13) 参加申込者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定することができる。
- (14) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (15) 基本計画等の提供時期は、参加申込書の提出時に申し出ること。なお、本プロポーザル審査以外の目的で使用しないこと。

12 書類等提出及び問合せ先

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市教育部教育振興課 施設係 香川・向井・野中

Tel : 0848-67-6231 (直通)

E-mail : kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp